

特定事業場の手続き（仙台市下水道水質管理指導指針から）

○ 特定施設の届出（p4）

水質管理センターでの協議・手続きが必要となる事業場は下水道法に規定する特定施設（p28-34）を設置する事業場です。

特定施設を設置する事業場（以下、「**特定事業場**」）を新築する場合、一般の事業場に特定施設を設置する場合、既に届出されている特定事業場に特定施設を追加する場合や特定事業場の排水に係わることを変更する場合等は、下水道法に基づき事前の届出（特定施設設置届、特定施設使用届、特定施設の構造等変更届：p35）が必要です。窓口は水質管理センターです。

○ 特定事業場の排水設備等に係る手続き（p4-5）

1. 排水設備等新設等確認申請書に添付する「事業排水の水質協議書」等の作成（p5）

- ・ 特定事業場の新築や特定施設の設置、既に届出されている特定事業場の排水管や排水施設等を変更する場合等には、下水道法に基づき事前に届け出なければなりません（前述）。届出の際には事業排水の水質についての協議を行います。届出及び協議の窓口は水質管理センターです。
- ・ 事前協議では、該当の「**事業排水の水質協議書**」等（p37-42）（以下、「**水質協議書等**」）を作成してもらいます。
- ・ 特定事業場の排水設備等の確認申請をされる際には、排水設備等新設等確認申請書に**水質協議書等**を付けて申請してください。事前協議をされた方にその旨をお知らせしています。

2. 中間検査（p5）

- ・ 特定施設や**除害施設（下水による障害を除去する施設）**が完了した時点で使用開始の前に除害施設の構造検査及び特定施設に関連する設備の検査を受けていただく場合があります（**中間検査**）。
- ・ 中間検査が必要な特定事業場の水質協議書等の表面には**中間検査必要**という赤いスタンプが押されます。除害施設及び関連する設備の工事が完了したら、公認業者が水質管理センターに申込みをして中間検査を受けてください。特定事業場の中間検査は水質管理センターの職員が行います。
- ・ 中間検査の合格時に水質協議書等の表面に**中間検査済**のスタンプを押します。
- ・ 排水設備等の施工が完了したら、排水設備係に竣工届を提出し担当の指示に従ってください。

○ 除害施設等の維持管理等（p26-27）

排水の水質を良好に保つには、油脂分離槽等の除害施設やグリース阻集器等（以下、「**除害施設等**」）の清掃等、日頃の維持管理が大切です。事業場等からの排水が原因で下水道設備の機能障害が起きた場合、復旧にかかった費用を原因者に負担していただくことがあります。

機能障害の例として、一般店舗からラーメン店等のような油脂分が多い業種に変わった場合等で「設置されている**除害施設等**の大きさが排水の量や水質（油脂量）に見合っていない」、あるいは「店舗の責任者が**除害施設等**の維持管理について知らない」等が原因で、油脂分の処理が不十分なまま排水が店の外に流れ出して下水道本管を詰まらせてしまう事案が毎年数多く見受けられます。

このような店舗の排水設備等の工事をお請けになった際や、**除害施設等**の管理が適切でない飲食店等を見かけられましたら、店舗の責任者の方に定期的な清掃・点検の必要性についてお話しいただくようご協力をお願いいたします。

定期的な清掃や点検を行っていても排水の処理が適切に行われない場合は、**除害施設等**の増設や変更が必要となることもあります。排水管理について気になる点がありましたら、排水設備係または水質管理センターにご相談いただくようお願いいたします。

○ 仙台市下水道水質管理指導指針

「仙台市下水道水質管理指導指針（令和 8 年 4 月）」は仙台市ホームページでご覧いただけます。

・ 仙台市ホームページ

ホーム＞手続き案内・電子申請・申請書ダウンロード＞申請書・届出書様式のダウンロード

サービス＞下水道＞特定施設＞特定施設に係る届出

－届出にあたっての留意事項－仙台市下水道水質管理指導指針